

第 202 回
千葉県都市計画審議会
議 事 録

日 時 令和 7 年 8 月 4 日（月）
午後 2 時 ～ 午後 3 時 00 分
場 所 ホテルプラザ菜の花3階「菜の花」

目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員の紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	2
8. 議案審議	3
第1号議案	3
第2号議案	7
8. その他	8
9. 閉 会	15

第 2 0 2 回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

令和 7 年 8 月 4 日（月）

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議
第 1 号議案～第 2 号議案
- 9 その他
- 10 閉 会

第 2 0 2 回千葉県都市計画審議会
令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）
於・ホテルプラザ菜の花 3 階「菜の花」
午後 2：00 ～ 午後 3：00
出席委員 23 名

第 2 0 2 回千葉県都市計画審議会出席委員

（順不同敬称略）

構 成	氏 名	摘 要
学識経験者	寺 部 慎太郎	都 市 計 画 ・ 土 木
	村 山 顕 人	都 市 計 画
	陶 山 嘉 代	法 律
	前 島 彩 子	建 築
	伊 藤 寛	農 業
	永 村 景 子	環 境 衛 生
	高 崎 正 雄	都 市 経 営
県議会の議員	浜 田 穂 積	千 葉 県 議 会 議 員
	河 上 茂	千 葉 県 議 会 議 員
	本 間 進	千 葉 県 議 会 議 員
	山 本 義 一	千 葉 県 議 会 議 員
	川 村 博 章	千 葉 県 議 会 議 員
	鈴 木 均	千 葉 県 議 会 議 員
	秋 林 貴 史	千 葉 県 議 会 議 員
	丸 山 慎 一	千 葉 県 議 会 議 員
関係行政機関 の職員	後 藤 健 二 (代理・和泉明親)	財務省関東財務局長 (関東財務局千葉財務事務所次長)
	安 東 隆 (代理・野中泰史)	農林水産省関東農政局長 (関東農政局農村振興部農村計画課長)
	田 中 慈 和 (代理・中村 慧)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 (関東経済産業局総務企画部企画調査課総括係長)
	藤 田 礼 子 (代理・福浪新一)	国土交通省関東運輸局長 (千葉運輸支局企画調整担当首席運輸企画専門官)
	橋 本 雅 道 (代理・堤 啓)	国土交通省関東地方整備局長 (関東地方整備局千葉国道事務所長)
	青 山 彩 子 (代理・並木友彦)	千葉県警察本部長 (千葉県警察本部交通部交通規制課長)
市町村の長を 代表する者		
市町村議会の 議長を代表 する者	中 村 潤 一	鎌 ヶ 谷 市 議 会 議 長
	松 野 唱 平	長 南 町 議 会 議 長

第 2 0 2 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

令和 7 年 8 月 4 日 提出

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について（付議） |
| 第 2 号議案 | 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について（付議） |

1. 開 会

司 会 定刻前でございますが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまから第202回千葉県都市計画審議会を開会いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに、都市整備局長の横土より御挨拶を申し上げます。

都市整備局長 都市整備局長の横土でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、本審議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また日頃より県政に多大なる御支援、御協力をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議案でございますけれども、建築基準法の廃棄物処理施設関連2議案、その他として、都市計画の見直しについて報告がございます。

議案等の内容につきましては、後ほど担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について御報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数28名のうち、23名で、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の御出席をいただいております。以上でございます。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、新たに御就任いただきました委員を御紹介させていただきます。

はじめに、農業分野の学識経験をお持ちの委員といたしまして、伊藤寛様でございます。

続きまして、県議会議員の委員といたしまして、山本義一様でございます。川村博章様でございます。秋林貴史様でございます。

続きまして、関係行政機関の委員として、関東財務局長の後藤健二様に御就任いただき、本日は代理として千葉財務事務所次長の和泉明親様に御出席いただいております。次に、関東経済産業局総務企画部長の田中慈和様に御就任いただき、本日は代理として総務企画部企画調査課総括係長の中村慧様に御出席いただいております。次に、関東地

方整備局長の橋本雅道様に御就任いただき、本日は代理として千葉国道事務所所長の堤啓様に御出席いただいております。次に、千葉県警察本部長の青山彩子様に御就任いただき、本日は代理として交通規制課課長の並木友彦様に御出席いただいております。

続きまして、市町村議会の議長を代表する委員として、千葉市議会議長の松坂吉則様に御就任いただきましたが、本日は所用により欠席されております。次に、鎌ヶ谷市議会議長の中村潤一様でございます。

新たに御就任いただきました委員の紹介は以上となります。なお、本日御出席の委員につきましては、御手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、寺部会長、よろしくお願いします。

6. 議事録署名人の指名

会 長 はい、よろしくお願いします。議事日程の6番目、議事録署名人の指名をしたいと思います。本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により議事録署名人を指名させていただきます。

前 島 委 員

山 本 委 員

よろしくお願いします。

7. 非公開議案等の審査

会 長 7番目、非公開議案等の審査です。本日御審議いただく案件は建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が2議案でございます。

会議の公開については、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第3条の規定により、審議会に諮って決定することとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会 議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開で御審議いただきたいと思います。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さん、よろしいでしょうか。公開で審議をするということです。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 はい、ありがとうございます。では本日の審議会において「非公開とする案件はない」ということで、公開で進めさせていただきます。

次に、本審議会への傍聴人について確認をします。本日の審議会に傍聴人はおられますか。

事務局 本日、傍聴の方はお見えになっておりません。

会 長 次に、報道関係の方がおられましたら、事務局は入場させてください。
(報道関係者 入場)

会 長 報道関係者の方にお知らせいたします。報道関係の方々につきましては審議開始前に限り撮影等が可能です。ただいまから写真撮影などを許可いたします。
(報道関係者 写真撮影等)

会 長 よろしいですか。はい、では終了してください。

8. 議 案 審 議

第 1 号議案

会 長 次に、議案の審議に入ります。本日御審議いただきます案件は議案2件と、その他に報告1件でございますが、いずれも重要な案件でございますので十分御審議くださるようお願いいたします。

それでは、第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日、御審議いただく第1号及び第2号議案は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件で、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るものです。

まずはじめに、建築基準法第51条について御説明します。それでは、スクリーンを御覧ください。法第51条では、都市計画区域内において、卸売市場・火葬場・ごみ焼却場・産業廃棄物処理施設などの周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設については、原則、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されております。ただし、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に、例外的に新築し、又は増築することができる。」とされております。

今回付議いたします案件は、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設で、都市計画決定されるものではないため、この千葉県都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障ないかを御審議いただくこととなります。

それでは第1号議案について、説明させていただきます。議案書の1ページ「処理施設の敷地の位置」、またはスクリーンを御覧ください。施設の設置者は、株式会社フジコー、代表取締役、小林直人です。敷地の位置は、白井市折立に位置しており、敷地面積は9,838.37㎡で、市街化調整区域となっております。

続いて2ページの「計画概要書」、またはスクリーンを御覧ください。施設の設置者である株式会社フジコーですが、計画敷地の北側及び東側の敷地において、平成13年、18年、28年及び令和2年に許可を受け、すでに同様の施設を運営しており、これらの施設については、特段、事故や苦情等はなく、適切に運営されていることを確認しています。今回、近年の社会情勢の変化により、廃棄物の量が増加傾向にあることから、新たに今回の施設を計画するものとなります。

「1 施設の種類」は、産業廃棄物の中間処理施設です。今回の許可対象施設は「2 施設の処理能力」にありますように、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設 1 基並びに廃プラスチック類及びその他産業廃棄物の焼却施設 1 炉で、処理能力は記載のとおりであり、許可が必要な処理能力を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。また、建築物は、受入棟、蒸気タービン棟、誘引通風機棟、ばいじん置場棟、焼却灰ピット棟、消火栓ポンプ棟及び搬入者受付棟の計 7 棟を新築する計画です。

次に 3 ページの「位置図」、またはスクリーンを御覧ください。敷地は、北総鉄道白井駅から北へ約 2.6km の市街化調整区域に位置しております。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はありません。

次に 4 ページの「計画図」、またはスクリーンを御覧ください。今回の計画地は赤色で着色している箇所です。主要な搬出入経路は、青色の線で表示している幅員 6 m ～ 9.1 m の市道及び私道です。なお、一日あたりの搬出入車両は最大 115 台となる計画であり、今回の発生交通量による主要な搬出入経路に対する影響については、支障はないと考えております。

次に 5 ページの「議案概要」、またはスクリーンを御覧ください。中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に 6 ページの「配置図」、またはスクリーンを御覧ください。実線の赤枠部分が計画地にある建築物、①受入棟、②蒸気タービン棟、③誘引通風機棟、④ばいじん置場棟、⑤焼却灰ピット棟、⑥消火栓ポンプ棟、⑦搬入者受付棟であり、黄色で色塗りしているものが今回の許可対象となる「破碎施設」1 基及び「焼却施設」1 炉となります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

本施設における処理の流れについて御説明します。県内外の工場、解体工事現場、事業所などから搬入された廃棄物は、処理前保管場所に搬入された後、焼却施設で焼却処理されます。搬入された廃棄物のうち、廃プラスチック類、木くず、紙くず及び繊維くずについては、破碎施設にて破碎処理を行い、焼却施設で焼却処理されます。また、低炭素社会の実現に貢献する目的で、焼却時に発生した廃熱を利用した発電を行います。なお、計画地内は樹木などによる緑化を行う計画で、緑化率は約 10.49% となっております。

次に 7 ページの「環境関係法令等との適合状況」、またはスクリーンを御覧ください。環境関係法令については、大気汚染、騒音、振動及び水質汚濁について環境対策が求められますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に、敷地の周辺について、スクリーンを御覧ください。これは敷地境界から周囲 100m のラインと 200m のラインを示しており、建築物の用途につきましては紫色が工業施設、黄色が住宅となっております。100m 及び 200m の範囲に住宅はなく、工業施設のみが所在しております。また、付近には学校、病院等はありません。なお、隣接地の所有者に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。また、白井市及び近隣の自治会と「環境保全協定」を締結しており、白井市の関係部局より、都

市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

会 長 ただいま説明がありました第1号議案について、何か御意見、御質問がありましたら挙手でお知らせください。はい、どうぞ。

委 員 確認なんですけれども、道路について、市道と私道という説明があったのですが、私道の所有者の方については、この事業については、特段、協力的ということでもいいのかどうか。と言いますのも、まさにその反対の意向があったとすると、将来的に例えば陥没とかした時に、補修をする時に、その私道所有者が協力をしてくれない可能性もあるかと思います。そうした場合振動とかということが発生するので、今すぐどうってことではないと思いますけれども、周辺の所有者の方の意向はどうなっているのかは一応念のため確認したいと思います。以上です。

事務局 今御指摘いただいた私道なんですけれども、説明不足で申し訳ございません。今回はですね、開発行為による道路の部分がありまして、今回のその敷地の前面の道路に関する部分が、開発による道路になります。ただですね、まだ、この後開発行為となると、開発の許可がいるということになるため、私道という表現をさせていただきました。以上です。

会 長 よろしいですか。はい、他いかがですか。どうぞ。

委 員 質問をさせていただきますが、私、この施設そのものについては別に異論があるわけではなくて、周辺環境についてもいいんじゃないかなとは思っているのですが、気になるのが搬入経路なんです。この3ページの図を見ると、16号からずっと北上して東に行き、南下をして、ちょっと複雑なぐるっと回るコースになっていますが、それはそれで構わないんですけども、このコースの中に通学路があるのではないかなと思うんです。それをちょっと確認したいのですが。

事務局 主要な搬出入経路である、市道の00-001号線、00-004号線及び00-102号線の一部区間で通学路の指定がありますが、歩道が整備されておりますので、交通上の支障はございません。

委 員 歩道見ましたが、片側にしかない部分が結構あって、しかも細いんですよね。子供が仮に2人が横並びに歩くと、もうそれで満杯みたいな、その程度の歩道なんです。それで、そこに、今回の1号議案はフジコーの議案ですから、先ほど一日当たり115台最大で増えるという話がありましたが、途中まではこの2号議案のウッドフューエルも同じ道使うわけですよね。ウッドフューエルは一日当たり140台というふうに書いてありますので、合わせると255台、最大で一日増えていくということですよね。この道は当然、大型の規制がないかなと思うんですが、それをちょっと確認したいのですが。

事務局 工業団地に入る市道にありますので、大型の規制はございません。あと、歩道に対する部分なんですけれども、これが出入りの部分の004号線になりますけれども、全体としてですね、今現在004号線は一日当たり13,268台という通行量が流れておりまして、今回フジコーとウッドフューエル合わせて、なおかつ往復がありますので、全体として510台という形になるんですけれども、全体としてはですね、3.85%の増量ということで、問題はないというふうに考えております。

委 員 1万何千台っていうのは普通の乗用車も入れてですよね。全て含んで、ということで

すよね。多分これ増えるのは、産廃の搬入搬出ですから、大型車が多くなるんじゃないかと思うんですよ。だから、全体が1万何千台でほんの数%しか増えませんかって話にはならないと思うんですね。学校の通学路で事故が結構増えていたり、八街でも大きな事故があって問題になっているので、私はそれは慎重にやるべきなんじゃないかと思うんです。例えば、子供の通学時間帯は搬入搬出はいたしませんとか、そんなようなことがあれば、またちょっとね、変わってくると思うんですけれども。そういうような、安全対策の具体的な手立てっていうのは、何か考えられているんでしょうか。

事務局 破碎処理施設自体はですね、8時から18時の10時間の営業になりますけれども、その中での搬出入のピークの時間が、8時から8時半と、学校の通学に近い時間帯ではありますので、具体的にはですね、運行ルートはもちろん厳守ですし、規制速度の遵守、そして急激な加減速の禁止だとか、無用な駐停車の禁止というようなことを計画にして、注意をするようにしております。以上であります。

委 員 施設が8時から始まるってことは、8時前に搬入自動車を通るってことなんですよ。それをどう、配慮してもらいたいとかって、そういうことは多分ないと思うんですよ、どこにも書いていないし。それで白井市の方からも、多数の児童生徒が通行する通学路になっているので十分配慮してもらいたいっていう、そういう要望が出されていますよね。それをちょっと確認したいのですが。

事務局 繰り返しになってしまうんですけれども、運行車両の搬出時間についてはですね、8時前には行わないで、周辺の通学時間帯を十分考慮しながら進めるということで計画しております。

委 員 8時前については、もう走らない、と。この道路全部、ということですか。わかりました。それは一歩前進でいいと思うのですが、帰りはどうなんですか。

事務局 帰りにについてはちょっと具体的な時間はありませんけれども、周辺の通学時間帯を十分に考慮した上でですね、通行するという計画になっております。

委 員 白井市の要望の確認は。白井市から要望が出ているかと。

事務局 工事車両通行経路を遵守し、交通安全に努めるよう、工事等関係者に周知しますということになっております。

委 員 今のは会社側の回答ですよ。白井市の要望に対してね。会社側が交通法規を徹底しますよっていう。それだけっていうとあれですけど、そういうことだと思います。

それで、やっぱり私は子供の通学路なので、しかも、この写真のところは結構きちんとなっているところで、全体見ると、やっぱり細いところだとか、草が生えている、まあ草刈ればいって言えば刈ればいいんですけど、そういうようなところもあるんですよ。他にも結構、大型車両が通っているんですよ、この道路が。幹線みたいな道路なので。だからやっぱりこういうところに、2号議案も含めて200台以上がね、増えるっていうのは、私はやっぱり、子供の安全を考えると避けるべきなのではないかなというふうに思います。なので、施設そのものについては全く異論ありませんけども、搬出搬入路の、子供の通学路になっていますし、その安全を考えれば、やっぱり増設はすべきではない、許可をすべきではないというふうに思いますので、その意見を述べておきたいと思います。

会 長 他、いかがですか。御質問、御意見がありましたら。よろしいですか。

では、採決いたします。第1号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

会 長 賛成多数と認めます。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

第2号議案

会 長 続きまして、第2号議案の「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（白井市）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案について、説明させていただきます。

議案書の1ページの「処理施設の敷地の位置」、またはスクリーンを御覧ください。施設の設置者は、ウッドフューエル白井株式会社、代表取締役、黒田栄作です。敷地の位置は、白井市中の白井工業団地内に位置しており、敷地面積は6,687.25㎡で、用途地域は工業地域及び工業専用地域となっております。

続いて2ページの「計画概要書」、またはスクリーンを御覧ください。「1 施設の種類」は、産業廃棄物の中間処理施設です。今回の許可対象施設は「2 施設の処理能力」にありますように、木くずの破碎施設1基で、処理能力は記載のとおりです。許可が必要な処理能力を超えることとなるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。なお、建築物は、工場棟、事務所棟及び消火栓ポンプ室の計3棟を新築する計画です。

次に、3ページの「位置図」、またはスクリーンを御覧ください。敷地は、北総鉄道白井駅から北へ約4.1kmの白井工業団地内にあり、工業地域及び工業専用地域に位置しております。周辺には都市計画上支障となるような都市施設や学校、病院等はございません。

次に4ページの「計画図」、またはスクリーンを御覧ください。今回の計画地は赤色で着色している箇所です。主要な搬出入経路は、青色の線で表示している幅員10mの市道です。なお、一日あたりの搬出入車両は最大約140台となる計画であり、今回の発生交通量による主要な搬出入経路に対する影響については、支障はないと考えております。

次に5ページの「議案概要」、またはスクリーンを御覧ください。中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に6ページの「配置図」、またはスクリーンを御覧ください。実線の赤枠部分が計画地にある建築物、①工場棟、②事務所棟、③消火栓ポンプ室であり、黄色で着色しているものが許可対象である「破碎施設」1基となります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

本施設における処理の流れについて御説明します。県内外の建設会社や造園土木業者等の工事現場から搬入された木くず等は、処理前保管場所に搬入された後、破碎施設で

破碎処理され、木質発電燃料や堆肥原料、敷料として搬出されます。なお、計画地内は樹木などによる緑化を行う計画で、緑化率は約10.52%となっております。

次に7ページの「環境関係法令等との適合状況」、またはスクリーンを御覧ください。環境関係法令については、騒音について環境対策が求められますが、基準に適合した計画となっていることを環境部局においても確認しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

最後に、敷地の周辺状況について、スクリーンを御覧ください。これは敷地境界線から周囲100mのラインと200mのラインを示しており、建築物の用途については紫色が工業施設、青色が事務所、黄色が住宅となっております。なお、200m以内の居住者および隣接地の所有者に今回の計画を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。また、付近には学校、病院等はありません。また、一般社団法人白井工業団地協議会と「白井工業団地環境保全基本協定」を締結しており、白井市の関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

会 長 ただいまの第2号議案について、何か御意見、御質問がありましたら挙手でお願いします。はい、どうぞ。

委 員 この第2号も第1号と同じで、私、施設を作ることには特に異論ありません、今報告された内容で。ただ、搬入経路が通学路で、先ほどの第1号と同じになりますが、懸念がありますので、反対させていただきます。

会 長 はい。他、御意見、御質問がありましたら、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

会 長 では、採決にいきたいと思います。第2号議案を、原案どおり可決することに「賛成」の委員の方は、挙手をお願いします。

（ 挙 手 多 数 ）

会 長 賛成多数。よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

以上で、予定された議案の審議は終わりました。

9. そ の 他

会 長 9番のその他がありますので、御説明を事務局からお願いいたします。

事務局 都市計画の見直しの状況について、事務局から御報告させていただきます。

事務局 それでは、都市計画の見直しについて、現在の進捗状況を報告させていただきます。都市計画は、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに実施する都市計画基礎調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行っているところでございます。今回、10年ぶりに、全県的な都市計画の見直しを進めているところでございます。

また、見直しの考え方としましては、令和5年度に本審議会において御審議いただき、令和6年3月に策定した「都市計画見直しの基本方針」に基づいて進めているところでございます。

お配りしましたA4版資料の2ページ目、またはスクリーンを御覧ください。まず見直しの概要としまして、都市計画決定・変更を予定している案件を御説明いたします。

主に4点ございまして、1点目が、都市計画区域の変更を2区域予定しており、市町村合併に伴い旭都市計画区域を拡大するものと、匝瑳市において耕地整理に伴う行政界の変更により区域を変更するものになります。

2点目が、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランにつきましては、政令市である千葉市を除く県内全てのマスタープランを見直していきます。マスタープランにつきましては新たに広域化していきますので、後ほど改めて御説明いたします。

3点目、区域区分の変更を21区域予定しており、市街化区域と市街化調整区域を設定している全ての区域、千葉県の場合は野田市から富津市までの近郊整備地帯と大網白里市域になりますが、人口フレームを見直していきます。また、21区域の中で、佐倉市におきまして、計画的な市街地整備に伴う市街化編入が1地区、成田市において空港移転対象者の代替地として整備済の区域の市街化編入が1地区、その他に市川市と木更津市におきまして、境界整理による市街化区域編入が2地区ございます。

4点目といたしまして、都市再開発の方針につきましては、野田、松戸、柏、市川、船橋、成田、市原、習志野の8区域におきまして、変更を予定しており、政令市の千葉市を除く県内全ての都市再開発の方針を見直していきます。

続きまして、資料の3ページ、またはスクリーンを御覧ください。今回の見直しは、「都市計画見直しの基本方針」に基づき進めておりますが、マスタープランを広域化する広域都市計画マスタープランは新たな取組になりますので、その概要について御説明いたします。

まず広域都市計画マスタープランの位置付けになりますが、県総合計画や「都市計画見直しの基本方針」を踏まえ、さらにエアポートシティ構想などの構想や計画と整合を図りながら、広域都市圏における都市づくりの基本理念や目標を定めてまいります。市町村のマスタープランや立地適正化計画は、広域都市計画マスタープランに即するものとされており、個別の都市計画は、これらのマスタープラン等に即して定められていきます。

続きまして、資料の4ページ、またはスクリーンを御覧ください。これまで、本県の都市計画区域マスタープランは、概ね市町村ごとに指定している都市計画区域ごとに策定していましたが、生活圏や経済活動の拡大への対応、広域幹線道路や公共交通などの社会インフラの効果的な活用などを踏まえ、市町村の枠を超えた広域的なマスタープランを策定することとし、県総合計画と同様に、県内を6圏域に設定しているところでございます。

その構成としましては、広域パートとして対象の広域都市圏における都市づくりの基本理念や都市計画の目標、区域区分の決定の方針を定めまして、その下にぶら下がる各都市計画区域のパートで、土地利用や都市施設の整備などの主要な都市計画の決定の方針を定めてまいります。具体のイメージとしましては、右側の模式図のように、東葛・湾岸広域都市計画マスタープランを例としますと、広域都市圏の都市づくりの目標を踏まえまして、広域都市圏に含まれる市川から浦安までの各都市計画区域の方針がぶら下

がるものとなります。

それでは、広域都市計画マスタープランの概要としまして、圏域ごとに、主な都市づくりの目標や方向性を御説明いたします。資料の5ページ、またはスクリーンを御覧ください。

まず、東葛・湾岸広域都市圏につきましては、「土地の高度利用や都市機能の更新による都市間競争における優位性の向上」、「県内外との交流・連携強化に向けた道路ネットワークの形成」を主な目標としまして、まちづくりを進めていきたい、というふうに考えております。

次に印旛広域都市圏につきましては、「成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成」、「成田空港の拡張事業等を生かした複合的なまちづくり」、「効率的な地域公共交通や広域道路ネットワークの形成」を主な目標として、まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

次に、内房広域都市圏につきましては、「アクアライン着岸地における産業拠点の形成と地域拠点づくり」、「豊かな自然環境などの観光資源を生かしたまちづくり」を主な目標として、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

香取東総、九十九里、南房総外房の3都市圏は、「良好な自然環境や景観といった観光資源を生かしたまちづくり」が共通の目標となりまして、それに加えて圏域ごとに「成田空港の拡張事業等を生かした複合的なまちづくり」、「道路ネットワークの形成」、「災害に強い安全・安心なまちづくり」などを主な目標として、まちづくりを進めていきたいと考えております。

先ほど御説明したとおり、このような広域都市圏での都市づくりの考え方に、今後、各都市計画区域の内容をぶら下げていき、広域都市計画マスタープランを策定していくこととなります。

最後に、資料の6ページ、またはスクリーンを御覧ください。今後の流れになります。新「千葉県総合計画」や成田空港のエアポートシティ構想の施策を随時反映するとともに、県と市町村による協議会の活用をはじめとして、市町村と十分に連携を図り、住民説明会等を開催した上で、都市計画原案を作成し、都市計画法に基づく公聴会や縦覧を行い、改めて本都市計画審議会へ付議することになります。私からの説明は以上となります。

会 長 ただいま、都市計画の見直しについて事務局から報告がありましたけれども、何か御意見、御質問はありますか。はい、どうぞ。

委 員 広域都市計画マスタープランをつくること自体は大賛成です。気になるのはですね、区域の分け方なんですけれども、この5ページの図を見ると、スライドの右側に掲載されている3つの広域都市圏、どれも「成田空港の拡張事業等を生かした複合的なまちづくり」が書いてあります。一方でエアポートシティ構想などは、成田空港を中心として、周辺9市町で構想を作っていると思いますので、私芝山の都市計画審議会議長をやっておりますのでよく現場の状況がわかるんですけれども、なかなか9市町で都市計画的な検討が具体的になされていないということが、結構問題になっています。ということは、この広域都市計画マスタープランをつくるときも、できればエアポートシティ構想の9市町で一つの広域都市計画マスタープランを構成した方が、余計な調整をやらなくて済

むというか、広域都市計画マスタープランをつくること自体が、9市町の色々な都市計画の方針を定めることになるので効率がいいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。今の原案は総合計画等の区割りをベースにしていることはよくわかっているんですけども、都市計画の計画論としては、成田空港を中心に9市町でやったほうが効率的にできるかなと思います。以上です。

事務局 御質問ありがとうございます。圏域の考え方につきましては、やはり色々な意見がありまして、成田空港9市町を一つのエリアとした方がいいんじゃないかという意見もあったんですけども、やはり千葉県として決定していくマスタープランになりますので、あくまでも、県の最上位の計画に合わせた形で進めていきたいというふうに考えて、今回はこの圏域としています。ただ、エアポートシティ構想は9市町の範囲+αで作っていると思いますので、その内容は十分踏まえていく形をとろうと思っています。その内容につきましても、9市町が絡む広域圏で、今回はやむを得ないんですけども、同じような記載等が入ってくことで、統一をとっていこうというふうに考えているところでございます。

委員 わかりました。提案なんですけれども、広域都市計画マスタープランの区割りはもう今の現案どおりとして、それに上乘せというか、オーバーレイして、重複というか、なんて言うんですかね、成田空港の周辺の都市計画は非常に大事なもので、そこだけ少しこう、特別なマスタープラン的なものを作る、或いはバラバラに掲載されてしまっているものをどこかでちゃんと束ねて、一体的に見せていくという工夫はできるかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

会長 はい、他いかがですか。

委員 一点ちょっと確認というか、教えていただきたいところで、千葉市の場合は政令指定都市なのでどうしても広域都市計画マスタープランの区域パートに入っていないところはよく理解するところなんですけれども、ただ千葉県の中の千葉市であることも事実であると思いますので、その辺はやはりこれから進めていく上ではどのような形で連携を取っていくのか、その辺について教えていただきたいところで、特に詳しく教えていただきたいのは幕張メッセのところの中で幕張豊砂という駅があるかと思うんですけども、あそこらへんはもう千葉市美浜区とそれから習志野市の両方にある意味で跨ってくるような形になってくると思うので、そういうところをやはり進めていく上においてはやはり、都市計画、千葉市の方ともよく連携を取っていかなきゃいけないのかなと思うんですよ。俗に言う幕張新都心拡大地区ですよね、その辺についてちょっと具体的に教えていただければと思います。

事務局 御質問ありがとうございます。市町村との連携という話になると思うんですけども、確かに千葉市の市域については、都市計画区域マスタープラン自体が千葉市さんの決定になりますので、県としては広域都市計画マスタープランの圏域には入っていただきますが、十分に千葉市決定の内容と連携を図っていくということで、整合をとっていこうというふうに考えています。その整合の取り方なんですけれども、今回広域圏ごとに市町村との協議会を策定しておりまして、その協議会の中で、協議会に含まれる市町村と十分に意見調整をして進めているところでございます。その中で千葉市さんからも、きちっと千葉市の都市計画区域のマスタープランと連携を図ってもらいたいという意見を

もらっていますので、十分にですね、話し合いをして、協議会の中で、意見を反映させているところでございます。以上です。

委員長 了解しました。ちょっと幕張地区については後で確認させてください。

委員長 はい、ありがとうございました。他、御質問、御意見ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

委員長 念のため確認なんですけれども、国とか県の施策の底流にはいつも、今は少子高齢化という問題があるかと思えます。特に少子化とか人口減の問題は、当然、避けて通れない課題だと思うんですけれども、このマスタープランの中に、当然東葛の方では人口が増えているところもありますけれども、ほとんど人口が減っているという前提があるかと思えますけれども、そのような、少子化とか人口減とか、そのようなことについて、そういう課題も踏まえた上で、このマスタープランというのはでき上がっていると、そういう前提でよろしいでしょうか。

事務局 御質問ありがとうございます。人口減少や、少子高齢化といったものも、社会経済情勢の一つとしてとらえていますので、そういった事情も踏まえて、マスタープランの内容を検討しているところでございます。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他、御質問、御意見ありますか。はい、どうぞ。

委員長 いくつか質問させていただきます。最初に実務的なことなんですが、最後の6ページに今後の流れというのが書いてありますが、これ、それぞれいつ頃を想定しているのかっていうのを教えていただけますでしょうか。

事務局 御質問ありがとうございます。6ページ目、このスクリーンに映しているところなんですけれども、今この黄色で示している都市計画審議会での報告という形になります。この後ですね、なるべく早い段階で市町村協議会を開催して、市町村との意見調整、市町村の意見を踏まえた形で、原案を策定していこうというふうに考えています。いつ頃という質問でございましたが、なるべく早く進めていこうというふうに考えているところでございます。当初この都市計画の見直しは、年度内を目標にしていたんですけれども、現在、様々な作業が進んできましたので、そのスケジュールも精査している最中でございます。的確な答えになっていないかもしれませんが、以上になります。

委員長 はい。相当大きな変更で、全県に影響が出る内容ですよね。しかも今現在、都市計画区域でないところにも網をかけて、6つのゾーンに区切って進めていこうということなので、やはり住民にきちんと伝えることが必要ですし、住民からきちんと意見を聞くっていう、そういうことも必要になってくると思うんですね。だからあんまり私は拙速に進めるべきではないと考えているのですが、今のお話だともう1年も経たない間に全部、この部分が決まる、このままかどうかわかりませんが、決まっていくっていうことなので、そういうスピードでいいのかなって思うんですけれども、それについては、先ほどおっしゃったのが全てかもしれませんが、お答えいただければと思います。それと、住民の皆さん方が、これに対して意見を言う機会っていうのは、いつ頃どういう場であるのでしょうか。それも教えてください。

事務局 御質問ありがとうございます。なるべく早くという説明をしましたが、住民の皆さんの意見は丁寧に、反映させていこうと思っています。住民への説明なんですけれども、

今後の流れのページでいきますと、原案の確定というマスがあります。この前には、各市町村ごとに説明会等を行いまして、住民意見を反映させていこうというふうに考えています。また、法定の手続きの中でも、マスタープランの計画書を縦覧することによって、住民意見の反映、公聴会も含めてなんですけれども、住民が意見提出できる形になっています。

委 員 今回出されているこの5ページの広域都市計画マスタープランの概要っていうのはあくまでも概要で、この元の本体の全文、全ての文章の、これは結構分厚い文章になるわけですよね。それはいつ頃公表されるのでしょうか。今日私たちも見えていないわけなんですけど。それはその住民意見の反映っていうのに、少なくとも間に合わない、概要だけで議論してくれ、意見言ってくれといってもなかなか難しいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

事務局 時期につきましては明確に、例えば何月とかっていうのはちょっとお答えできないんですけれども、住民への説明会につきましては、市町村が作成している原案の説明でもありますから、その説明会の方法については、各市町村が住民意見反映のためにとっている通常の方法、説明会であったりホームページへの掲載だったり、その市町村によって異なると思うんですが、通常住民意見を反映させるための方法により実施しようとして考えています。また、説明会ではわかりやすい説明用の別途資料を作成することも考えられますが、その時点での計画書を会場に備え付けるなどしまして、住民の方が見ることができる形にしていきたいというふうに考えています。

委 員 すみません、微妙なところがわからないんですけど、住民の意見を反映できる市町村がやる説明会等のときには、基本になる、要するに、決定をするべき文書、全文が明らかにならないといけないと思うんですけどそれはなるのでしょうか。住民の皆さん方はそれを前提に意見が言えるっていう環境になるのでしょうか。一番聞きたいのはそこなんです。

事務局 御質問ありがとうございます。その時点での最新のものは提示していくということを考えています。

委 員 じゃあ文章を読めるってことですよね。了解しました。それすごく大事なところだと思うので。ちょっと続けてもよろしいですか。

会 長 どうぞ。

委 員 すみません、5ページの、その概要のマスタープランの内容なんですけどね。先ほどの質問で、人口減少や高齢化なども踏まえてこれがつくられているっていう、そういうお答えでしたが、とてもこれを見ると、人口が減少してくるなんていう感じには全く私はなっていないようなふうに感じられるんですよ。もう、南房総から九十九里の直前までずっとこう高速道路を通すだとか、それから色々と拡大型の、成田の周辺もそうですよね、成田空港自体が第三滑走路で広げようということになっていますし、ここには出てきませんが、千葉港だとか木更津港も、長期構想を作って、20年30年計画で拡大をしているわけですよね。だから、もうとても人口が減っていく、その人口が減っていくことを前提にして、今の県民の生活をどう維持していくのか、どう良好にしていくのかっていう視点で作られているとはとても思えないんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

事務局 御質問ありがとうございます。今回の審議会の資料では言葉がちょっと入っていないかもしれませんが、そもそもマスタープランの前提で、コンパクトな都市づくりを進めていくという考え方がございます。人口減少や少子高齢化に対応するためにもですね、コンパクトな都市づくりを進める、拠点をネットワークで結ぶコンパクトとネットワークを進めていきたいというふうに考えて、このマスタープランを作成していると思っていますので、本日の資料にはそのコンパクトの部分が、あまり表記がされてないんですけれども、実際の計画書の中では、コンパクトを目指してまちづくりを進めるということが、記載されているところでございます。以上になります。

委員 そうですか。なんか一番肝心なところが概要に出てこないっていうのもね、どうかと思いますけども。やっぱりコンパクトにどういうふうにしていくのかっていうのもね、色々な議論があって、国がコンパクトシティって言っていますけどね、結局、一か所に色々なものを集約していくみたいな発想になってくると、それ以外のところが、背景に追いやられるみたいな、そんなようなことが出てくるわけですね。例えば、あんまり時間もあれなんで、すごくやるつもりはないんですけど、左の上の東葛・湾岸地域がありますよね。これ、ここの地域は、都市間競争における優位性の向上ということで、都市間競争に打ち勝つようなそういう地域にしていくんだっていう、そういう表現になっているわけですよ。この都市間競争に勝つ、競争だから多分勝ち負けがあると思うんですけど、勝つっていうことの指標もわからないんですけどもね。例えば、企業誘致をして人口を増やしていくっていう、そういうようなことを考えているとしたら、ますます相対的にはこっちの、九十九里方面だとか安房方面は過疎化が進むってことになっていくわけですね。そういうことについては今どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局 都市間競争ということなんですけども、都市間競争というふうに記載していますが、自治体同士が切磋琢磨して、よりよい都市を目指していければというふうに考えているところです。また、東京寄りの東葛・湾岸の広域圏と南房総・外房の広域圏では、そもそもの地域特性が異なると思いますので、一概にどちらかがだめという形にはならないかなというふうに考えているところでございます。

委員 さっきのコンパクトシティのことはお答えになってないから、ちょっと答えてもらいたいんですけど、もしも切磋琢磨ってことであれば、競争なんて言葉使わないほうがいいと思いますよ。全然違いますよ、切磋琢磨と競争って。競争っていうのは競争ですから、勝ち負けがあるんですよ。でも切磋琢磨っていうのは、お互いに努力をしてお互いのライバルかもしれませんけど、お互いに良いところを伸ばし、悪いところをお互いに良くしていきましょうねってそれは切磋琢磨ですよ、これ競争って言いませんよね。だからもしも本当に、このマスタープランの中身が、切磋琢磨をする、都市同士でね、という意味で表そうとしているなら、競争っていう文字は絶対にやめたほうがいいですよ。

委員 これ概要だからさ。あらましのことを言っているわけだから、これから細かいことやらんだろうから。ここで細かいこと質問しちゃっているけど、どんどん変わっていくんじゃないの、これから。

委員 いや、私もそう思います。そう思いますけど、今ちょっとやっぱり全貌がないんです

もんね、概要以外に。作ってあるけど今配ってないってことじゃないですよ。できてないから出してないんですよ。今のところこの概要が最新のものです、中身の全てですよ。だから概要で議論するしかないの。まあ今日は採決をする日じゃないので、もうやめますけど。そういうふうに色々懸念があるので、今後作っていくときに、ぜひ反映させていただきたいと思います。コンパクトシティっていうのは、国が言っている中身でいけば、必ず、周りは置き去りにされていくというふうに思います。よろしくお願いします。

会 長 はい。他、御質問、御意見、いらっしゃいますか。はい、では以上で報告についての話は終わりにしたいと思います。あとはもうよろしいですか。

事務局 特にございません。

会 長 では、この後の進行は司会でお願いします。

10. 閉 会

司 会 それではこれにて第202回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。
本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

—— 以上 ——